

特別要件施設

化管法の届出該当事業者の取扱量等に関する要件のうち、第一種指定化学物質の年間取扱量に係らないものです。化管法のみ要件であり、環境保全条例では定められていません。

表 特別要件施設

| | |
|---|--|
| 1 | 金属、原油又は天然ガス鉱業を営む者にあつては、鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 8 条第 1 項に規定する建設物、工作物、その他の施設を設置していること。 |
| 2 | 下水道業を営む者にあつては、下水道終末処理施設を設置していること。 |
| 3 | 一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）又は産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）を営む者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設を設置していること。 |
| 4 | ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 2 項に規定する特定施設を設置していること。 |

○詳しくは「PRTR 排出量等算出マニュアル第 5. 1 版 第 II 部 解説編」（令和 6 年 3 月経済産業省・環境省）pII-35～41 を参照してください。